

2012年版「税務手帳」追録

(平成24年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成23年度税制改正 [12月2日公布分] 及び 平成24年度税制改正	1
①法人税	1
②所得税	14
③相続税・贈与税	21
④登録免許税	24
⑤消費税	24
⑥国税通則法	25
⑦地方税	25
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	28

●平成23年度税制改正 [12月2日公布分] 及び平成24年度税制改正

① 法人税

1. 寄附金の損金算入限度額

- (1) 一般寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1（現行2分の1）と、資本を有しない法人等にあつては所得の金額の100分の1.25相当額（現行100分の2.5相当額）とする。
- (2) 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について、資本金等の額の1,000分の3.75相当額（現行1,000分の2.5相当額）と所得の金額の100分の6.25相当額（現行100分の5相当額）との合計額の2分の1と、資本を有しない法人等にあつては所得の金額の100分の6.25相当額（現行100分の5相当額）とする。

2. 交際費等の損金不算入／使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例／中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例／海外投資等損失準備金／中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用適用期限を2年延長する。

3. 欠損金の繰越控除制度

- (1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損

失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次に掲げる法人（「中小法人等」という。）を除き、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とする。

- ① 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（資本金の額が5億円以上の法人による完全支配関係がある法人等を除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社を除く。）
- ② 公益法人等又は協同組合等
- ③ 人格のない社団等

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。なお、同日前に更生手続開始の決定を受けたこと等の事実が生じた法人の同日以後最初に開始する事業年度から更生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日等の属する事業年度までの各事業年度の所得に係る欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする。

- (2) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を9年（現行7年）に延長する。これに伴い、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とする。

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用する。

- (3) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損

金算入制度の適用を受ける場合には、青色欠損金額等のうち一定の金額をないものとする。

4. 減価償却制度の改正

- (1) 平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産の償却限度額の計算上選定をすることができる定率法について、毎年定率で逡減することとなる償却費のその逡減する割合を、1から定額法の償却率を2倍した割合を控除した割合とする。

(注) 平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の同日以後の期間内に取得をする減価償却資産について同日前に取得をしたものとみなして定率法による償却限度額の計算等を行うことができることとし、同日前に取得をした減価償却資産について同日以後に取得をしたものとみなして定率法による償却限度額の計算等を行うことができることとする等の経過措置を講ずる。

- (2) 資本的支出をした事業年度の翌事業年度開始の時ににおいて減価償却資産の帳簿価額と当該資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額として一の減価償却資産を取得したものとすることができる措置について、平成24年3月31日以前に取得をした減価償却資産と平成24年4月1日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできないこととする。

5. 租税特別措置法に基づく特別償却・特別税額控除

(1) 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の改正

指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額のうち一定の金額を超える部分の金額を対象から除外した上、その適用期限を平成26年3月31日まで延長する。

(2) 特定農産加工品生産設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者で中小企業者等に該当するもののうち同法に規定する経営改善措置に関する計画について同法の承認を受けたものが、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に、特定農産加工品生産設備の取得又は製作をして、特定農産加工業に属する事業の用に供した場合には、その特定農産加工品生産設備の取得価額の100分の30相当額の特別償却ができることとする。

(3) 期限の到来に伴う廃止

- ・エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
- ・事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除
- ・事業革新設備等の特別償却
- ・沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(4) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の改正

化石燃料以外のエネルギー資源の利用に資する機械その他の減価償却資産の対象となる資源から太陽光及び風力を除外した上、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間に

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に該当する太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産のうち一定のもの
の取得等をしてその取得等の日から1年以内にその事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その減価償却資産の即時償却ができることとする。

(5) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の改正

対象資産の範囲に製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品を追加した上、その適用期限を2年延長する。

(6) 公害防止用設備の特別償却制度の改正

対象設備の見直しに伴い、対象者を中小企業者等とする。

(7) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正

① 産業高度化地域に係る措置

イ 対象となる法人を産業高度化・事業革新措置実施計画につき認定を受けたものとする。

ロ 対象となる地区を提出産業高度化・事業革新促進計画において産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区とする。

ハ 一の生産等設備を構成する対象資産の取得価額の合計額の上限を20億円（現行10億円）に引き上げる。

② 自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る措置

イ 対象となる地区を主務大臣により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とする。

ロ 一の生産等設備を構成する対象資産の取得価額の合計額の上限を20億円（現行10億円）に引き上げる。

6. 特定資産の買換特例の見直し

長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えに係る措置について、買換資産のうち土地等の範囲を特定施設（事務所等の一定の施設をいう。）の敷地の用に供されるもの（その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（一定の事情があるものに限り。）で、その面積が300平方メートル以上のものに限定した上、その適用期限を3年延長する。

7. 貸倒引当金の適用対象法人の縮小

(1) 適用法人を次の法人に限定した上で、③の法人については、その法人が有する金銭債権のうち特定の金銭債権以外のものを貸倒引当金の対象債権から除外する。

① 中小法人等

② 銀行、保険会社その他これらに準ずる法人

③ 売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等（上記①又は②の法人を除く。）

(注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度については現行の規定による繰入限度額の4分の3、同年4月1日から平成26年3月31日までは4分の2、同年4月1日から平成27年3月31日までは4分の1までの繰入れができる等の経過措置を講ずる。

(2) 中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について、割増率

を100分の12（現行100分の16）に引き下げた上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長する。

8. 特別修繕準備金

対象となる特別の修繕から、銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶鉱炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕、球形のガスホルダーについて定期的に行われる検査を受けるための修繕並びに貯油槽につき定期的に行われる検査又は点検を受けるための修繕を除外することとする。なお、これらの修繕に係る準備金の取崩しについて所要の経過措置を講ずる。

9. その他課税上の特例

(1) 国外関連者との取引に係る課税の特例

国外関連者との取引に係る課税の特例に係る法人税の更正の請求について、請求をすることができる期間を6年（現行1年）に延長する。

（注） 上記の改正は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用する。

(2) 過大支払利子税制の創設

法人の関連者等への支払利子等（当該関連者等の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得に含まれるもの等を除く。）の額の合計額から一定の受取利子等の額の合計額を控除した残額（以下「関連者純支払利子等の額」という。）が調整所得金額（当該関連者純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額をいう。）の50%相当額を超える場合には、当該支払利子等の額の合計額のうちその超える部

分の金額に相当する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。

(注) 上記の改正は、法人の平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

10. 法人税率の引下げ

(1) 各事業年度の所得に対する税率について、普通法人の税率を25.5%（現行30%）とし、中小法人（一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人を含む。）又は人格のない社団等の軽減税率を19%（現行22%）とし、公益法人等又は協同組合等の税率を19%（現行22%）とする。

(2) 各連結事業年度の連結所得に対する税率について、普通法人である連結親法人の税率を25.5%（現行30%）とし、中小法人である連結親法人の軽減税率を19%（現行22%）とし、協同組合等である連結親法人の税率を20%（現行23%）とする。

(注) 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(3) 中小企業者等の法人税率の特例について、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税率を15%（現行18%）に引き下げる。

(4) 協同組合等又は特定の医療法人が連結親法人である場合の法人税率は、年800万円以下の金額に対して16%（現行19%）に引き下げる。

(注) 平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終

了する事業年度については、現行どおりの税率とする。

11. 外国税額控除制度の見直し

- (1) 控除限度額の計算上、外国で課税されない所得の金額（現行3分の2）を国外所得から除外するほか、国外所得を全所得の90%に制限する制度に対する特例を廃止する。

（注）平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度については、外国で課税されない所得の金額の6分の5を国外所得から除外する。

- (2) 外国税額控除の対象から除外される所得に対する負担が高率な外国法人税の水準を、35%超（現行50%超）に引き下げる。

（注）上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度において納付する外国法人税の額について適用する。

12. 試験研究を行った場合の特別税額控除

試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる措置の適用期限を2年延長する。

13. 沖縄の認定法人の所得の特別控除制度

沖縄振興特別措置法の改正に伴い、次のとおり見直しを行うとともに、所得控除割合を100分の40（現行100分の35）に引き上げた上、その適用期限を5年延長する。

- ① 対象となる事業に情報通信産業特別地区、国際物流拠

点産業集積地域又は金融業務特別地区以外の地域において行われるこれらの地区内において行われる事業に関連する事業を含める。

- ② 情報通信産業特別地区に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により情報通信産業特別地区として指定された地区とする。
- ③ 特別自由貿易地域に係る措置について、対象となる地区を主務大臣により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区とするとともに、対象となる事業を特定国際物流拠点事業とする。

14. 当初申告要件，控除額制限の見直し

- (1) 確定申告書，修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとする制度
 - ・受取配当等の益金不算入制度
 - ・外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度
 - ・国等に対する寄附金，指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入制度
 - ・所得税額控除制度並びに外国税額控除制度
 - ・公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例
 - ・引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例
 - ・特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越し不適用制度における事業規模の判定に係る特例
 - ・特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例

- ・ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例
- (2) 確定申告書，修正申告書又は更正請求書に記載された金額を限度とする制度
- ・ 受取配当等の益金不算入制度
 - ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度
 - ・ 国等に対する寄附金，指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入制度
 - ・ 所得税額控除制度並びに外国税額控除制度
 - ・ 試験研究を行った場合の特別税額控除
 - ・ 試験研究を行った場合の特別税額控除の特例
 - ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
 - ・ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
 - ・ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除
 - ・ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
 - ・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
 - ・ 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除
 - ・ 法人税等の額から控除される特別控除額の特例
- (3) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について，確定申告書，修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとする。
- (4) 協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度について，

当初申告における明細の記載要件を廃止する。

15. 復興特別法人税の創設

(1) 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務がある。

(2) 課税の対象

各課税事業年度の基準法人税額を課税の対象とする。

(3) 基準法人税額

① 連結親法人以外の法人 各事業年度の所得に対する法人税の額

② 連結親法人 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額

ただし、特定同族会社の特別税率、所得税額控除、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する規定を適用しないで計算した法人税の額とし、附帯税の額を除く。

(4) 課税事業年度

指定期間（平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間をいう。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度とする。ただし、当該指定期間内に設立された法人等特定の事実がある法人の課税事業年度については、特例を設ける。

(5) 課税標準

各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準とする。各

課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とする。ただし、課税事業年度の月数が36月を超える法人及び上記(4)の課税事業年度の特例の適用がある法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額については、特例を設ける。

(6) 税額の計算

- ① 復興特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の10の税率を乗じて計算した金額とする。
- ② 法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除する。
- ③ 内国法人が納付する各課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、当該課税事業年度の国外所得に対応する復興特別法人税の額を限度として、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。
- ④ ②及び③による控除の順序は、まず外国税額を控除し、次に復興特別所得税の額を控除する。

(7) 申告、納付及び還付等

- ① 法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、課税標準法人税額がない場合には、提出することを要しない。

イ 当該課税事業年度の課税標準法人税額

ロ 課税標準法人税額につき計算した復興特別法人税の額

ハ 控除をされるべき復興特別所得税の額で復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかった金額

- ② 法人は、その課税事業年度の復興特別法人税につき、
- ①ハの金額がある場合には、復興特別所得税の還付を受けるため、申告書を提出することができる。
- ③ ①ロの金額を記載した申告書を提出した法人は、提出期限までに、復興特別法人税を国に納付しなければならない。
- ④ ①ハの金額の記載がある申告書の提出があった場合において、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

② 所得税

1. 給与所得控除の見直し

- (1) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設ける。
- (注) 上記(1)の改正は、平成25年分以後の所得税について適用する。
- (2) 給与所得控除の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表について、所要の整備を行う。
- (注) 上記(2)の改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

2. 給与所得者の特定支出の控除の特例

(1) その年中の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。

- ① その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ② その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合 125万円

(2) 特定支出の範囲に次に掲げる支出を追加する。

- ① 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
- ② 次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

(注) 上記の改正は、平成25年分以後の所得税について適用する。

3. 退職所得

(1) 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。

(2) 特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」という。）が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

① 法人税法第2条第15号に規定する役員

② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

③ 国家公務員及び地方公務員

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、平成25年分以後の所得税について適用する。

(3) 退職所得課税の見直しに伴い、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行う。

(注) 上記(3)の改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき退職手当等及び同日以後に提出する申告書について適用する。

4. 当初申告要件の見直し

(1) 給与所得者の特定支出の控除の特例、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例及び変動所得及び臨時所得の平均課税について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨の記載があり、かつ、一定の事項を記載した書類の添付がある場合に

ついて適用を受けることができることとする。

- (2) 純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除について、確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合について適用を受けることができることとする。
- (3) 外国税額控除制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとする。また、適用を受けることができる金額は、当該書類に記載された金額を限度とする。
- (4) 当初申告の確定申告書に必要な経費に算入される金額の計算に関する明細書の添付等がある場合に限り適用を受けることができる資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に明細書の添付等がある場合に適用を受けることができることとする。

5. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

都市の低炭素化の促進に関する法律の制定に伴い、認定低炭素住宅（住宅の用に供する同法に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のものをいう。）の新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をして平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%

6. 源泉徴収に係る所得税の納期の特例

7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年1月20日（現行翌年1月10日）とする。

（注）上記の改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用する。

7. 復興特別所得税の創設

(1) 納税義務者

- ① 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、復興特別所得税を納める義務がある。
- ② 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、復興特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

(2) 課税の対象

- ① 居住者又は非居住者に対して課される平成25年から平成49年までの各年分の所得税に係る基準所得税額を課税の対象とする。
- ② 内国法人又は外国法人に対して課される平成25年1月1日から平成34年12月31日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額を課税の対象とする。

(3) 基準所得税額

基準所得税額は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める所得税の額とする。ただし、外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。

- ① 非永住者以外の居住者 全ての所得に対する所得税の額

- ② 非永住者 国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額
 - ③ 非居住者 国内源泉所得に対する所得税の額
 - ④ 内国法人 利子等及び配当等などに対する所得税の額
 - ⑤ 外国法人 国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額
- (4) 個人に係る復興特別所得税の課税標準
個人の基準所得税額を課税標準とする。
- (5) 個人に係る復興特別所得税の額の計算
- ① 復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に100分の2.1の税率を乗じて計算した金額とする。
 - ② 居住者が納付する各年の控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、その年の国外所得に対応する復興特別所得税の額を限度として、その年分の復興特別所得税の額から控除する。
 - ③ 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、予納特別税額及び源泉徴収特別税額の合計額による。
- (6) 申告、納付及び還付等
- ① 所得税の予定納税をする者は、予定納税額に係る復興特別所得税を当該予定納税額に併せて国に納付しなければならない。
 - ② 所得税の確定申告書を提出する者は、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した復興特別所

得税申告書を併せて提出しなければならない。

イ その年分の確定申告書に係る基準所得税額

ロ イに掲げる基準所得税額につき計算した復興特別所得税の額

ハ 源泉徴収特別税額がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額から当該源泉徴収特別税額を控除した金額

ニ ハに掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ホ 予納特別税額がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、ハに掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

ヘ ホに掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

③ 復興特別所得税申告書を提出した者は、提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき復興特別所得税を所得税に併せて国に納付しなければならない。

④ 復興特別所得税申告書を提出した者について、復興特別所得税額の計算上控除しきれない予納特別税額及び源泉徴収特別税額があるときは、その復興特別所得税を所得税に併せて還付する。

(7) 法人に係る復興特別所得税の課税標準

法人の基準所得税額を復興特別所得税の課税標準とする。

(8) 法人に係る復興特別所得税の額の計算

その法人の基準所得税額に100分の4の税率を乗じて計算

した金額とする。

(9) 源泉徴収等

- ① 所得税の源泉徴収をすべき者は、源泉徴収税額に係る復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、これを当該源泉徴収税額に併せて国に納付しなければならない。
- ② 所得税の年末調整をする者は、当該年末調整と併せて復興特別所得税についても年末調整を行わなければならない。

③ 相続税・贈与税

1. 当初申告要件の緩和

次の制度について、これらの申告書、修正申告書又は更正請求書に当該制度の適用を受ける旨その他の事項を記載した書類等の添付がある場合に限り適用を受けることができることとする。

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減
- (2) 贈与税の配偶者控除

(注) 上記の改正は、平成23年12月2日以後に相続税又は贈与税の申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税について適用する。

2. 贈与税の更正の請求期間等の延長

- (1) 納税者がする贈与税の更正の請求について、請求をすることができる期間を6年（現行1年）に延長する。
- (2) 上記の改正に併せ、更正をすることができないこととな

る日前6月以内にされた贈与税の更正の請求に係る課税庁がする増額更正の期間制限について、その更正の請求があった日から6月を経過する日までとする。

3. 相続税の連帯納付義務

次に掲げる連帯納付義務者には連帯納付義務の履行を求めないこととする。

- (1) 相続税の申告書の提出期限等から5年を経過する日までに税務署長等が連帯納付義務者に対して相続税法第34条第6項の規定による通知を発していない場合における当該連帯納付義務者
- (2) 納税義務者が延納の許可を受けた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者
- (3) 納税義務者の相続税について納税の猶予がされた場合における当該納税義務者に係る連帯納付義務者

(注) 上記の改正は平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税について適用する。同日において未納となっている相続税については、上記と同様の扱いとする。

4. 相続税・贈与税の延納手続等

災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、申請者の準備期間又は税務署長の審査期間に国税通則法第11条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は平成24年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税

又は贈与税について適用する。

5. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

非課税限度額（現行1,000万円）を次のとおり拡充した上、その適用期限を3年延長する。

① 新築等をした住宅用の家屋が省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用の家屋である場合

イ 平成24年中に贈与を受けた特定受贈者 1,500万円

ロ 平成25年中に贈与を受けた特定受贈者 1,200万円

ハ 平成26年中に贈与を受けた特定受贈者 1,000万円

② 新築等をした住宅用の家屋が上記①の住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合

イ 平成24年中に贈与を受けた特定受贈者 1,000万円

ロ 平成25年中に贈与を受けた特定受贈者 700万円

ハ 平成26年中に贈与を受けた特定受贈者 500万円

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

6. 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限を3年延長する。

7. 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予制度

10年以上（貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上）納税猶予の適用を受けている受贈者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合には、

貸付けによる賃借権等の設定はなかったものと、農業経営は廃止していないものとして納税猶予の適用を認める。

8. 山林についての相続税の納税猶予制度の創設

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、特定森林経営計画（市町村長等の認定を受けていることその他一定の要件を満たす森林経営計画をいう。）が定められている区域内に存する山林について当該特定森林経営計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得した場合において、その林業経営相続人が当該特定森林経営計画に基づいて引き続き施業を継続していくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、当該相続又は遺贈により取得した山林で一定の要件を満たすもの（「特例山林」という。）に係る課税価格の80%に対応する相続税額については、林業経営相続人の死亡の日まで納税を猶予する。

4 登録免許税

過誤納金の還付に係る通知の請求期間を5年（現行1年）に延長する。

5 消費税

消費税が非課税とされる居宅サービスの範囲等に、介護保険法に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を加える。

〔6〕 国税通則法

(1) 更正の請求期間の延長

納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を原則として5年（現行1年）に延長することとする。

(2) 増額更正の期間制限の延長

上記の改正に併せ、課税庁がする増額更正の期間制限について、原則として5年（現行3年）に延長することとする。

（注） 上記(1)及び(2)の改正は、平成23年12月2日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

(3) 内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定

偽りの記載をした更正請求書を提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。

（注） 上記(3)の改正は、平成23年12月2日から起算して2月を経過した日以後に行う更正の請求について適用する。

〔7〕 地方税

1. 退職所得に係る個人住民税の税額控除

平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から廃止する。

2. 固定資産税

平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。

イ 商業地等

- (イ) 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする措置を継続する。
- (ロ) 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く措置を継続する。
- (ハ) 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする措置を継続する。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする措置も継続する。
- (ニ) 課税標準額の上限である評価額の70%の場合に算定される税額から、地方自治体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

ロ 住宅用地

- (イ) 前年度の課税標準額が当該年度の評価額に住宅用地特例割合（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。
- (ロ) ただし、経過的な措置として、平成24年度及び平成25年度については、次の措置を講ずる。

- (a) 負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。
 - (b) 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。
- ハ 据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を、平成25年度及び平成26年度も継続する。
- ニ 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方自治体の条例の定めるところにより、税額が前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を継続する。
- ホ 農地
- (イ) 一般農地及び一般市街化区域農地については、現行と同様の負担調整措置を継続する。
 - (ロ) 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとする措置を継続する。

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成24年9月分～)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)	
等級	月額(A)	日額	円以上	円未満	各都道府県別		16.766%	
					全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	1,930		～63,000				
2	68,000	2,270		63,000～73,000				
3	78,000	2,600		73,000～83,000				
4	88,000	2,930		83,000～93,000				
5(1)	98,000	3,270		93,000～101,000			16,430.68	8,215.34
6(2)	104,000	3,470		101,000～107,000			17,436.64	8,718.32
7(3)	110,000	3,670		107,000～114,000			18,442.60	9,221.30
8(4)	118,000	3,930		114,000～122,000			19,783.88	9,891.94
9(5)	126,000	4,200		122,000～130,000			21,125.16	10,562.58
10(6)	134,000	4,470		130,000～138,000			22,466.44	11,233.22
11(7)	142,000	4,730		138,000～146,000			23,807.72	11,903.86
12(8)	150,000	5,000		146,000～155,000			25,149.00	12,574.50
13(9)	160,000	5,330		155,000～165,000			26,825.60	13,412.80
14(10)	170,000	5,670		165,000～175,000			28,502.20	14,251.10
15(11)	180,000	6,000		175,000～185,000			30,178.80	15,089.40
16(12)	190,000	6,330		185,000～195,000			31,855.40	15,927.70
17(13)	200,000	6,670		195,000～210,000			33,532.00	16,766.00
18(14)	220,000	7,330		210,000～230,000			36,885.20	18,442.60
19(15)	240,000	8,000		230,000～250,000			40,238.40	20,119.20
20(16)	260,000	8,670		250,000～270,000			43,591.60	21,795.80
21(17)	280,000	9,330		270,000～290,000			46,944.80	23,472.40
22(18)	300,000	10,000		290,000～310,000			50,298.00	25,149.00
23(19)	320,000	10,670		310,000～330,000			53,651.20	26,825.60
24(20)	340,000	11,330		330,000～350,000			57,004.40	28,502.20
25(21)	360,000	12,000		350,000～370,000			60,357.60	30,178.80
26(22)	380,000	12,670		370,000～395,000			63,710.80	31,855.40
27(23)	410,000	13,670		395,000～425,000			68,740.60	34,370.30
28(24)	440,000	14,670		425,000～455,000			73,770.40	36,885.20
29(25)	470,000	15,670		455,000～485,000			78,800.20	39,400.10
30(26)	500,000	16,670		485,000～515,000			83,830.00	41,915.00
31(27)	530,000	17,670		515,000～545,000			88,859.80	44,429.90
32(28)	560,000	18,670		545,000～575,000			93,889.60	46,944.80
33(29)	590,000	19,670		575,000～605,000			98,919.40	49,459.70
34(30)	620,000	20,670		605,000～635,000			103,949.20	51,974.60
35	650,000	21,670		635,000～665,000				
36	680,000	22,670		665,000～695,000				
37	710,000	23,670		695,000～730,000				
38	750,000	25,000		730,000～770,000				
39	790,000	26,330		770,000～810,000				
40	830,000	27,670		810,000～855,000				
41	880,000	29,330		855,000～905,000				
42	930,000	31,000		905,000～955,000				
43	980,000	32,670		955,000～1,005,000				
44	1,030,000	34,330		1,005,000～1,055,000				
45	1,090,000	36,330		1,055,000～1,115,000				
46	1,150,000	38,330		1,115,000～1,175,000				
47	1,210,000	40,330		1,175,000～				

左欄の金額に50%を乗じる

標準報酬月額(A)に次員の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額

* 詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成24年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.12	11.67	滋賀県	9.97	11.52
青森県	10.00	11.55	京都府	9.98	11.53
岩手県	9.93	11.48	大阪府	10.06	11.61
宮城県	10.01	11.56	兵庫県	10.00	11.55
秋田県	10.02	11.57	奈良県	10.02	11.57
山形県	9.96	11.51	和歌山県	10.02	11.57
福島県	9.96	11.51	鳥取県	9.98	11.53
茨城県	9.93	11.48	島根県	10.00	11.55
栃木県	9.95	11.50	岡山県	10.06	11.61
群馬県	9.95	11.50	広島県	10.03	11.58
埼玉県	9.94	11.49	山口県	10.03	11.58
千葉県	9.93	11.48	徳島県	10.08	11.63
東京都	9.97	11.52	香川県	10.09	11.64
神奈川県	9.98	11.53	愛媛県	10.03	11.58
新潟県	9.90	11.45	高知県	10.04	11.59
富山県	9.93	11.48	福岡県	10.12	11.67
石川県	10.03	11.58	佐賀県	10.16	11.71
福井県	10.02	11.57	長崎県	10.06	11.61
山梨県	9.94	11.49	熊本県	10.07	11.62
長野県	9.85	11.40	大分県	10.08	11.63
岐阜県	9.99	11.54	宮崎県	10.01	11.56
静岡県	9.92	11.47	鹿児島県	10.03	11.58
愛知県	9.97	11.52	沖縄県	10.03	11.58
三重県	9.94	11.49			

- * 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.55％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。